

応募書類提出後の留意点

1 応募書類等について

- ① 受付以降における差替及び再提出は原則として認めません。
- ② 市が必要と判断した場合は、追加資料を求めたり、聞き取り等を行う場合があります。
- ③ 受付後の提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

2 審査について

応募者から提出された提案の1次審査（資格審査）結果は、8月初旬に文書にて通知します。また、1次審査合格事業者を対象として、2次審査を8月中旬に行う予定です。

2次審査は、審査の透明性、公平性確保の観点から、外部有識者等で構成する「宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員」により行います。

□ 2次審査(面接)について

- ア 出席者は、理事長又は法人運営に係る理事1名及び施設長予定者1名の計2名とします。
- イ 応募者から委託された業者（コンサル等）による代理出席は認めません。
- ウ 応募者は他の応募者の審査内容を知ることができません。

3 整備事業者の決定について

結果については、応募者に文書にて通知し、市ホームページ等でも概要を公表します。なお、整備運営法人の決定は、8月に行う予定ですが、応募数によっては遅れる場合があります。

また、審査の結果、すべての応募事業者について、本事業の目的が達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

4 その他

次の要件に該当する場合は、応募・選定を無効とし、所要の措置を講じることがあります。

- ① 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ② 応募事業者及び応募事業者の関係者が、選定に対する不当な要求を行なった場合
- ③ その他不正な行為があった場合